

東日本大震災から1年



昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震に始まった東日本大震災から1年が経過しようとしています。

これまでの市の対応状況を振り返り、この大震災を対岸の火事とせず、風化させずに後世に引き継ぎ、市民の皆さんの生命と財産を守ってまいります。

問 総務部防災対策室 ☎43-7100

地震の概要と市の対応

① 主な地震の発生状況

(本市関係分、気象庁発表)

・ 3月11日(金) 14時46分

震源 三陸沖

(マグニチュード9.0)

震度 4(市内5カ所全て)

※市内全域で最大30時間の停電が発生

・ 4月1日(金) 19時49分

震源 秋田県内陸北部

(マグニチュード5.0)

震度 5強(早口)

※本市で震度5以上は観測以来初

・ 4月7日(木) 23時32分

震源 宮城県沖

(マグニチュード7.4)

震度 4(中城、桜町)

※市内全域で最大14時間の停電が発生

② 主な地震による被害状況

・ 3月11日(金)

人的・住家被害 なし

公共施設被害 油漏れ・漏水

※城南・矢立・西館・大葛小学校

・ 4月1日(金)

人的被害 なし

住家被害 3件(漏水、給水管破損、ホームタンク破損)

公共施設被害 ひび割れ

※早口小学校、早口一・岩瀬分館

・ 4月7日(木)

人的・住家・公共施設被害 なし

③ 市の体制

・ 3月11日(金)

発生即時「災害警戒対策室」設置

17時「災害対策本部」へ格上げ

・ 3月14日(月)

「災害警戒対策室」へ格下げ

・ 3月23日(水)

被災者の受け入れ態勢や支援体制の強化のため「災害警戒対策部」へ格上げ

格上げ

・ 10月1日(土)

「災害警戒対策室」へ格下げ

災害本部等の設置基準

災害対策本部

- ①震度5(強)の地震が発生した場合
- ②地震によって住民の生命、身体、財産に甚大な被害が発生し、または拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合

災害警戒対策部

- ①震度5(弱)の地震が発生した場合
- ②相当規模の災害が発生し、または拡大するおそれがあり、総務部長の指示があった場合

災害警戒対策室

- ①震度4の地震が発生した場合
- ②局地的または小規模災害が発生し、総務課長が必要と認めた場合

※災害の拡大が認められないときや上部の組織が設置された場合に廃止